

公立大学法人名桜大学兼業規程

(平成23年6月3日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学就業規則（平成22年4月1日制定）第45条の規定に基づき、職員の兼業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 兼業とは、報酬の有無にかかわらず公立大学法人名桜大学（以下「法人」という。）の職員が理事長の承認を得て営利企業等を営み若しくはその役員を兼ねること並びに理事長の許可を得て行なう継続的な法人業務以外の業務をいう。

(兼業の原則)

第3条 兼業は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを行ってはならない。

- (1) 兼業のため時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合
- (2) 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えるおそれがある場合
- (3) 兼業しようとする営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体（以下「営利企業」という。）との間に、業務の委託、物品の購入等について特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合
- (4) 兼業することが法人の利益に相反する場合
- (5) 兼業しようとする営利企業等の事業又は事務に従事することによって、法人の名誉又は信用を失墜させるおそれがある場合

(兼業の許可)

第4条 兼業の許可は、本人の申請に基づき、公立大学法人名桜大学就業規則第43条に定める「職務に専念する義務」の秩序を保つため、あらかじめ理事長の許可を得なければならない。

- (1) 営利企業等を経営し若しくはその役員を兼ねることが、本学の信用の失墜若しくは法人職員としての適確性を欠くことなく、また本務に支障がないと認められること。
 - (2) 国並びに地方公共団体等が主宰する講座等の非常勤講師等及び沖縄本島北部12市町村域における公設学校等の非常勤講師等については、週4時間を超えない範囲で許可することができる。
 - (3) 国、地方公共団体及び各種団体等における各種審議会及び委員会委員等については、原則としてこれを許可する。
 - (4) その他理事長が、特に認めるもの。
- 2 兼業の許可期間は、1年以内を原則とする。ただし、審議会委員等で法令等にある場合は1年を超えて許可することができる。
- 3 学長、学群長、学部長、研究科長、研究所長及び図書館長の兼業は、原則としてこれを認めない。

(兼業の申請)

第5条 兼業の申請は、別紙様式1により兼業開始の2ヶ月以前に行なわなければならない。なお、それにより難しい場合は、事前に理事長と協議するものとする。

(勤務時間の変更)

第6条 第4条第2号により勤務時間中に兼業を行う者は、兼業に要した時間について別紙様式2により勤務時間を変更して勤務するものとする。ただし、その他の兼業についてはこの限りでない。

(許可の取消し)

第7条 理事長は、兼業が許可基準に適合しなくなったと認めるとき又は許可に係る申請内容が事実と相違すると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(理事会報告)

第8条 理事長は、年度ごとの教職員の兼業状況について理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃については、理事長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、兼業の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成23年6月3日)

この規程は、平成23年6月3日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。